

山形県教職員互助会設置規則

山形県教職員互助会設置規則

昭和 35 年 5 月 20 日
山形県教育委員会規則第 6 号

(目的)

第 1 条 山形県教職員互助会（以下「互助会」という。）は、相互扶助の精神にしたがい、会員の福利増進を図ることを目的として設置する。

(組織)

第 2 条 互助会は、山形県内の公立学校教職員（公立学校共済組合山形支部加入者という。）及び山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適當と認めた者をもつて組織する。

(事業)

第 3 条 互助会は、その目的を達成するために福利、厚生、医療等に関する資金の給付、資金の貸付及び施設等の経営を行う。

(経費)

第 4 条 互助会の経費は、会員の掛金その他の収入をもつて充てる。

(監督)

第 5 条 互助会の業務は、教育委員会が監督する。

2 互助会は、教育委員会が指定する日までに毎年度の事業報告書、予算書及び決算書を教育委員会に提出しなければならない。

(職員の援助)

第 6 条 教育委員会は、所属の職員を互助会の業務に従事させることができる。

(規約)

第 7 条 互助会は、規約を定めて教育委員会に提出しなければならない。規約を改正したときも、また同様とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 35 年 4 月 1 日から適用する。